

日税グループは、税理士先生の情報収集をお手伝いします

日税ジャーナル

第16号



NICHIZEI journal

マイナンバー制度 10月から個人番号の通知スタート!

今年10月以降、住民票を有するすべての者に12桁のマイナンバーが通知され、来年1月からマイナンバー制度が本格的にスタートする。税理士事務所の業務にも影響が及んでくるため、マイナンバー制度に関する研修会などに参加し、理解を深めようとする動きも業界内で活発になってきた。



平成25年5月31日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「マイナンバー法」が関連3法とともに公布された。

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりに付される12桁の番号のこと。社会保障、税、災害対策の分野において効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。これにより、国や地方公共団体等での情報連携が可能になり、「国民の利便性の向上」「行政の効率化」「公平・公正な社会の実現」といった効果が期待されている。

マイナンバーの通知は、平成27年10月から行われる。住民票を有するすべての者に対し、市区町村から簡易書留が届けられ、その封書の中に同封された「通知カード」に、1人ひとりのマイナンバーが記載されている。外国籍でも住民票があれば通知の対象だ。「通知カード」は住民票に登録された住所に届けられるため、住民票の住所と異なるところに住んでいる場合は注意したい。

実際にマイナンバーが利用されるのは、平成28年1月以降の社会保障、税、災害対策の行政手続から。具体的には、「毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示する」、「厚生年金の請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示する」、「源泉徴収票などに記載するため、勤務先にマイナンバーを提示する」、「法定調書等に記載するため、証券会社や保険会社などにマイナンバーを提出する」といったケースだ。マイナンバーを提供すると、提供を受けた側から「番号確認」と「身元確認」（合わせて「本人確認」）が求められるが、その際、「通知カード」だけでは本人確認ができないため、運転免許証やパスポートなどの身分証明書も提出しなければならない。しかし、平成28年1月から、申請者に対して発行される「個人番号カード」は、それ1枚で本人確認のための身分証明書として使うことができる。

「個人番号カード」の額面には、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示される。カードの

ICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請が行えるほか、居住地の自治体の図書館利用証や印鑑登録証など各自治体が条例で定めるサービスにも使用できる。なお、「個人番号カード」に搭載されるICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されるが、所得の情報や病気の履歴などの機微な個人情報は記録されない。そのため、「個人番号カード」1枚からすべての個人情報が分かってしまうことはない。「個人番号カード」の申請書は、「通知カード」と一緒に送られてくる。

平成29年1月からは、国の行政機関の間で情報連携が開始され、同年7月からは地方公共団体等も含めた情報連携がスタートする。さらに同年1月からは、マイ・ポータル（仮称）という情報提供等記録開示システムで、個人情報のやりとりの記録が確認できるほか、自宅のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイトも開設される予定だ。

マイナンバー制度の導入により、様々なメリットが期待されているが、マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられている。特に、税理士事務所の場合、所長税理士のみならず、事務所職員も日常的にマイナンバーや特定個人情報を取り扱うだけに、個々の事務所規模などに合った事前対策が急務となっている。

なお、日本税理士会連合会（池田隼啓会長）では、4月7日に同会ホームページ上で「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」を公表。添付資料として、「取扱規定」「取扱規定チェックリスト」「業務契約書」「就業規則」「誓約書」など各種書面のひな形も示されているため、特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」と共に、早めに確認しておきたい。

（6～7面に続く）

平成28年1月から 社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要

<p>社会保障</p> <p>年金 労働 医療 福祉</p>	<p>税</p>	<p>災害対策</p>
<ul style="list-style-type: none"> 年金の資格取得や確認、給付 雇用保険の資格取得や確認、給付 ハローワークの事務 医療保険の保険料徴収 福祉分野の給付、生活保護 など 	<ul style="list-style-type: none"> 税務当局に提出する確定申告書届出書、調書などに記載 税務当局の内部事務 など 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援金の支給 被災者台帳の作成事務 など

平成27年10月～
制度実施の流れ
マイナンバーの通知を住民票の住所へ送付開始

平成28年1月～
・社会保障・税・災害対策の手続きで、マイナンバーの利用開始
・申請者に、個別番号カードを交付

平成29年1月～
国の行政機関の間で、情報連携を開始

平成29年7月～
地方公共団体等も含めた、情報連携を開始

全国税理士共栄会の『全税共年金』 掛金は月々1万円から自由に設定

老後の生活費として、これまで公的年金が大きな支えになってきましたが、近年は年金財政の悪化が問題視され、老後の生活に不安を感じている人も少なくありません。そこで、先行きが不安な公的年金を補完する制度として注目を集めているのが、税理士業界の規模のメリットを活かした全国税理士共栄会（南口純一会長）の『全税共年金』です。

全税共年金は、月々1万円から将来の備えができる独自の拠出型企業年金保険です。加入者本人が掛金を拠出して、将来年金あるいは一時金として受け取るシステムで、「税理士の関与先である中小企業や個人事業の経営者、役員、従業員などが自助努力によって豊かな老後を築くことが出来るように…」という思いから創設されました。

全税共年金の特長は、まず、生活設計に合

わせて掛金を自由に設定できるため、無理なく無駄なく積み立てることができます。月払い（1口5千円で2口以上40口まで）と一括払い（1口10万円で任意の口数、月払いと併用）を上手く組合せることで、老後の生活設計にマッチした積立が可能です。なお、掛金は加入後に変更することができるほか、積立

早めの備えで安心の老後

金の管理・運用にかかる手数料についても、すべての加入者をまとめてひとつの契約（団体契約）として管理するため、個人で加入する場合よりも一般的に低廉です。

年金の受取方法は、給付金の請求時に①10年確定年金、②15年確定年金、③10年保証期間付終身年金——の3種類から選択すること

が可能です。年金に代えて一時金でも受け取ることができます。掛金払込期間中に加入者が亡くなった場合には、脱退一時金に月払掛金の5倍相当額を加えた遺族一時金が支払われます。

掛金の増減や受取方法等で、自由度の高さが魅力の全税共年金。昭和61年の発足以来、長年の実績と安定的な運用に、税理士先生をはじめ、関与先である経営者や個人事業主などから厚い信頼が寄せられています。

豊かでゆとりのある老後を過ごすためには、健康を維持するのも大切ですが、経済的な基盤をしっかりとっておくことも重要といえます。老後の安心をご提供するために創設された全税共年金。詳細につきましては、全国税理士共栄会のホームページをご覧ください。

結婚・子育て資金の一括贈与 内閣府 非課税措置のQ&Aを公表

平成27年度税制改正で創設され、4月1日から施行された「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」について、内閣府はこのほどQ&Aを公表した。

同制度は、両親や祖父母等が、金融機関に子や孫等の口座等を開設し、結婚・出産・子育て資金を一括して贈与する場合、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものに限り、子・孫等1人ごとに1000万円（結婚費用は300万円）までが非課税となるもの。

今回公表されたQ&Aには、同制度に関する概要をはじめ

め、非課税となる費目、ならない費目などが明示されている。

例えば、結婚関係では、受贈者の挙式や結婚披露宴を開催するために必要な会場費、衣装代、飲食代、引き出物代、写真・映像代、演出代、装飾代、招待状等などの費用は非課税。また、挙式と披露宴を別々の日や複数回行う場合や、結婚披露を目的とした二次会を行う場合の費用も非課税となる。

しかし、結婚情報サービスなど婚活に要する費用、両家顔合わせ・結納式の費用、婚約指輪や結婚指輪の購入費、エステ代、新婚旅行費などは非課税の対象外とされている。

結婚を機に受贈者が新たに物件を賃借する際に要した費用で、賃料、敷金、共益費、礼金、仲介手数料、契約更新料、さらに結婚を機に受贈者が新たな物件に転居するための引越費用も非課税となる。社宅に住む場合でも、受贈者名義で賃貸借契約が締結されている場合は非課税の対象だ。一方、地代、光熱費、家具・家電などの設備購入費、配偶者の転居にかかる費用や不用品の処分費用などは対象外とされている。

出産関係では、出産費用の分べん費、入院費、新生児管理保育料、検査・薬剤料、処置・手当料、産科医療補償制度掛金、入

院中の食事代などが非課税。さらに、「産後ケア」に係る費用として、日中のサービスまたは訪問により、心身のケアや育児サポートを行うもの、母体ケアや乳児ケア、育児指導、カウンセリングなどを宿泊により実施するものは非課税となる。

子育て関係では、受贈者の子に要した治療費、予防接種代（任意・法定）、医薬品代（処方箋に基づき処方されたもの）などが非課税。そのほか、小学校就学前の子に要した入園料や保育料、行事への参加費用（保護者分は対象外）なども非課税となる。

税理士制度の見直し 4月1日から適用の8項目

平成26年度税制改正にともない税理士法の改正が行われた。今回の改正は、税理士制度について、申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から実現されたものだ。見直された項目の中で、今年4月1日から適用される内容を整理しておきたい。

1 事務所設置の適正化

事務所の所在地等の登録事項（変更登録を含む）に関し、日税連や申請者等の所属税理士会は、その申請者等に対して必要に応じ指導または助言を行うことが可能となった。

2 税理士証票の定期的交換

税理士証票について、税理士は、日税連や所属税理士会の会則に定めるところにより、定期的にその交換を受けることとなった。

3 税理士に係る懲戒処分の適正化

税理士に係る懲戒処分のうち、税理士業務の停止について、その期間が現行の1年以内から2年以内に見直された。

4 会費滞納者に対する処分の明確化

税理士会の会費を滞納する者に対して、懲戒処分をすることができる旨が明確化。（税理士会の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納する者を「戒告」の処分とする）

5 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定等の見直し

税理士が報酬のある公職につき、その公職に兼業禁止規定がない場合は、税理士業務の停止の対象から除外されることとなった。併せて、非税理士に対する名義貸しの禁止規定およびその違反者に対して罰則が設けられた。

6 補助税理士制度の見直し

補助税理士の名称が所属税理士に改められた。また、所属する他の税理士または税理士法人の承諾を得ることで、他人の求めに応じ自ら税理士業務の委嘱を受ける場合の手続きが設けられた。

7 税理士試験の受験資格要件の緩和

受験資格要件のうち職歴要件が現行の「3年以上」から「2年以上」に短縮された。

8 租税教育への取組の推進

税理士会および日税連の会則に記載すべき事項に、租税に関する教育その他知識の普及および啓発活動に関する規定が加えられることとなった。

日韓友好税理士連盟 創立20周年記念式典を開催

日韓友好税理士連盟（会長＝増田恵一税理士）はさきごろ、東京・港区の明治記念館で創立20周年記念講演ならびに記念式典を開催した。

記念講演では、参議院議員の白眞勳氏が講師となり、「昨今の政治情勢について」をテーマに講演を行った（写真）。引続き記念式典では、同連盟の活動に貢献した会員などに対し、増田会長から表彰状・感謝状・記念品の贈呈が行われた。その後、懇親食事が開かれ、アトラクションが披露されるなど、会場は大いに盛り上がった。

なお、当日は両国から多くの来賓が駆け付け、同連盟の20周年を祝うと共に、互いの近況などを語り合いながら親睦を深めた。





平成27年地価公示

三大都市圏 住宅地・商業地は上昇継続

全国平均でも商業地は横ばいに回復

国土交通省はさきごろ、平成27年1月1日時点の地価公示を発表した。調査地点は2万3380地点。

それによると、全国の地価変動率は、住宅地で前年比0.4%下落したものの下落幅は縮小。商業地は横ばいに転じた。三大都市圏平均（東京・大阪・名古屋）では、住宅地・商業地ともに上昇を継続。地方圏平均では、住宅地・商業地ともに下落率が縮小するなど、昨年引き続き地価の改善傾向が見られた。

上昇地点数の割合は、三大都市圏では、住宅地の5割弱、商業地の7割弱の地点が上昇。一方、地方圏では、住宅地・商業地ともに上昇地点および横ばい地点は増加したが、7割弱の地点が依然として下落している。

国土交通省は、住宅地の地価変動率の要因について、景気回復基調が続くなか、低金利および住宅ローン減税等の施策による住宅需要の下支え、株価上昇による資産効果や相続対策による共同住宅への需要などもあり、下落

率縮小または上昇の継続が見られると分析。

一方、商業地の地価変動率については、低金利等による資金調達環境が良好なことや、穏やかな景気回復基調が続いていること、また、堅調な住宅需要を背景に商業地をマンション用地として利用する動きが全国的に見られることも、地価の上昇または下落率縮小に繋がったと分析している。なお、主要都市の中心部などでは、店舗について消費動向は堅調で、オフィスについても空室率はおおむね低下傾向が続き、一部地域では賃料の改善が見られるなど、投資用不動産等への需要が強まっていることも報告されている。

圏域別に見ると、東京圏の住宅地は、上昇地点の割合はやや減少しているが、半数以上の地点が依然として上昇。上昇率は昨年より小さいものの、2年連続の上昇となった。商業地は、上昇地点の割合がやや増加し、8割弱の地点が上昇。2年連続の上昇となり、商業地の上昇率は昨年より大きくなった。

大阪圏の住宅地は、上昇地点および横ばい地点の割合が増加して6割強となり、下落地点の割合が縮小傾向にある。また、変動率も下落から横ばいに転換。商業地は、上昇地点の割合が増加し、6割弱の地点が上昇。東京と同様、2年連続の上昇で、上昇率も昨年より大きくなっている。

名古屋圏の住宅地は、上昇地点および横ばい地点の割合が増加。依然として半数以上の地点が上昇している。上昇率は昨年より小さくなったが、こちらも2年連続の上昇だ。商業地は、上昇地点は昨年とほぼ同じ割合となり、6割弱の地点が上昇している。上昇率は昨年より小さいが、商業地も2年連続で上昇した。

地方圏については、住宅地・商業地ともに7割弱の地点が下落しているが、上昇地点および横ばい地点の割合は増加している。下落地点の割合も減少が続いており、下落率は縮小傾向にあるようだ。

資産運用のコンサル支援、
情報収集をバックアップ!

日税FPフォーラム

2015年
3月スタート!

こんな悩みや想いはありませんか?

- ・ 資産運用に関するアドバイスに不安がある
- ・ 資産運用の知識を深めたい
- ・ 資産運用コンサルで収入拡大をめざしたい
- ・ 関与先からの質問に回答を準備してほしい
- ・ 資産運用の生の情報を受け取りたい



日税FPフォーラムが解決します!

資産運用についてお困りの関与先に対するコンサルティング支援、最新の各種情報提供、会員自身のコンサルティングアップを目的とした会員制サービスです。

対象:税理士、税理士事務所・会計事務所・同法人に属する個人、
ファイナンシャルプランナー



〈サービスの内容に合わせて3つのコース(A・B・C)から選択できます〉

- 1. メールマガジン (月2回)**
売れ筋金融商品や日本・世界のマーケットをレポート。顧問先への情報提供ツールにも最適。
- 2. 最新金融商品の解説**
毎月1つの金融商品を取り上げ、メリット・デメリットを会員専用ページで解説。
- 3. 研究会 (隔月1回)**
直近のマーケットや関与先へのアドバイスポイントを解説。インターネット受講も可能。
- 4. 研究会レジュメダウンロード**
研究会レジュメを会員専用ページからダウンロードできます。
- 5. 質問・相談**
金融商品・資産運用などの質問に対し、1週間程度で回答が得られます。金融商品仲介・投資助言等を行いません。
- 6. Q&Aコーナー**
「質問受付サービス」に寄せられた質問内容と回答を専用ページで閲覧できます。
- 7. コンサルティング (5時間程度)**
個別の金融商品や資産運用の質問にお答えします。金融商品仲介・投資助言等を行いません。

◆◆◆日税FPフォーラムサービス内容◆◆◆			
年会費 (税別)	Aコース会員 60,000円	Bコース会員 120,000円	Cコース会員 240,000円
1.メールマガジン(月2回)	◎	◎	◎
2.最新金融商品の解説	◎	◎	◎
3.研究会(隔月1回)	△	◎	◎
4.研究会レジュメダウンロード	◎	◎	◎
5.質問・相談	◎ (3回まで)	◎ (12回まで)	◎ (24回まで)
6.Q&Aコーナー	×	◎	◎
7.コンサルティング(5時間程度)	×	×	◎

※会員登録 入会申込書を受領し、会費入金確認後に会員登録いたします。
※会員期間 登録日の属する月の翌月1日起算、1年間。登録日の翌月よりサービス開始。
※海外の金融資産にはお答えできかねる場合がございますので、予めご了承ください。

熊王税理士の

ワンポイント講座

消費税の落とし穴はココだ!!

販売奨励金と売上割引
マイナス項目としての取扱い

Q 雑貨品の卸売業を営む当社では、取引先に金銭で支払った販売奨励金は販売促進費として販売管理費に計上しています。また、売上割引は営業外費用として処理しています。消費税の計算においては、販売奨励金は課税仕入れ、売上割引は支払利息（非課税）として処理することになるのでしょうか。

A 1. 販売奨励金の取扱い

課税売上げにつき、返品や値引が発生した場合には、課税標準額は返品や値引高を控除する前の総売上高ベースで計算し、返品や値引高に対する消費税は、申告書の④欄で課税標準額に対する消費税額から別枠で控除します（消法38①）。「売上げに係る対価の返還等」に該当し、税額控除ができるのは、課税売上げに対する返品や

値引だけでなく、金銭による割戻金、販売奨励金も対象となります（消基通14-1-2）。したがって、取引先に支払った販売奨励金は課税仕入れではなく、課税売上高のマイナス項目として税額控除の対象にするとともに、課税売上割合の計算上、課税売上高から控除することとなります。

また、課税仕入れにつき、返品や値引が発生した場合には、その返品や値引高に対する消費税は課税仕入れ等の税額からマイナスすることとされています（消法32）。

税額調整の対象となるのは返品や値引だけでなく、金銭による割戻金や販売奨励金も対象となります（消基通12-1-2）。したがって、取引先から収受した販売奨励金は課税売上げではなく、課税仕入れ高のマイナス項目として処理することとなりますので注意が必要です。

実務上、消費税の課税区分に

あたっては、とかく勘定科目による判断に偏りがちになってしまいます。

販売促進費は、大方が課税仕入れになるものと思われそうですが、ご質問の事例のように、売上高のマイナス項目として処理することもあります。また、購入した課税物品を取引先に贈呈し、販売促進費として処理した場合には、金銭による販売奨励金ではないので「売上げに係る対価の返還等」には該当せず、対価性のない取引として消費税の課税の対象とはなりません。また、個別対応方式の適用に当たっては、課税物品の購入費は課税売上対応分に区分することができます。

2. 売上割引の取扱い

売掛金を期日前に回収した場合に取引先に支払う売上割引は、会計上は支払利息に準ずるものとして営業外費用に計上す

ることとされています。しかし、消費税では、売上割引は支払利息ではなく、売上高のマイナス項目として取扱うこととなりますので注意が必要です（消基通14-1-4）。

また、買掛金を期日前に支払った場合に取引先から収受する仕入割引は、会計上は受取利息に準ずるものとして営業外収益に計上することとされているのに対し、消費税では仕入高のマイナス項目として扱うこととなります（消基通12-1-4）。

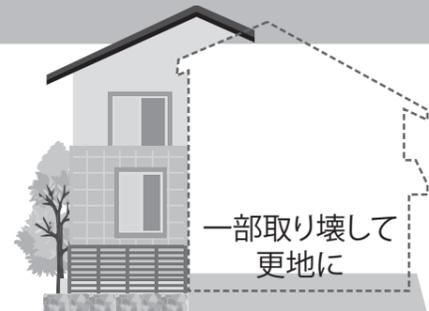
仕入割引は受取利息ではありませんので非課税売上高とはなりません。したがって、課税売上割合の分母に加算する必要もないわけです。



くまおう まさひろ
熊王 征秀
税理士

昭和59年学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。平成4年同校を退職し、会計事務所勤務。平成6年税理士登録。平成9年独立開業。東京税理士会会員相談室委員、東京税理士会調査研究部委員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学准教授ほか。消費税関連の書籍も多数執筆。

税務スクランブル ~審判所の視点~

家屋の一部を更地にして譲渡
居住用財産の譲渡所得の特別控除をめぐる争い

平成21年8月、請求人Aは居住していた家屋の一部（旧家屋の部分）を取り壊して更地とし、残存した家屋の改修工事等を行った。Aは、同年11月に更地をKに譲渡したが、家屋の一部取り壊しと残存家屋の改修工事中も残存家屋に居住していた。

その後、Aは更地の譲渡に係る譲渡所得について、租税特別措置法（平成25年法律第5号による改正前のもの）第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》第1項に規定する特例を適用して平成22年分の確定申告を行った。しかし、原処分庁は、本件特例は適用できないとして、所得税の更正処分および過少申告加算税の賦課決定処分を行ったことで争いが起きた。

措置法第35条第1項は、個人が居住している家屋とともにその敷地の土地を譲渡した

場合、譲渡所得について特別控除を認めている。これは、居住用財産の譲渡で住居を失った場合、新たな住居を取得しなければならぬのが通常であるなど、一般の資産の譲渡に比して特殊な事情があり、担税力も高くない例が多いことなどを考慮したものだ。土地を更地として譲渡する目的で家屋を取り壊し、土地のみを譲渡する場合も本件特例の要件に該当する。家屋の一部を取り壊し、その取り壊し部分の敷地を譲渡した場合には、家屋の残存部分とその物理的形状等に照らし居住の用に供し得なくなったということができれば、本件特例を適用し得ると解されている。

人が居住できる建物の構造を備えていたか？

争点は、Aが家屋の一部を取り壊した後、残存家屋がその物理的形状に照らし、居住の用に供し

得なくなかったか否か。Aは、残存家屋について「改修工事を行わなければ、機能的にみて居住可能な独立した家屋であるといえなかった」、「各工事期間中は、居住し難い相当な不便を我慢しながら居住していた」、「家族4人の居住空間が十分に確保できず、長女は残存家屋から転居した」などとして、「残存家屋は、その物理的形状に照らし、居住の用に供し得なくなったものである」と主張。

一方、原処分庁は、「残存家屋の1階には店舗、ダイニングキッチンおよびトイレが、また、2階には居室3室、風呂およびトイレが存しており、その物理的形状に照らし、居住の用に供し得なくなったとまではいえない」と指摘した。

これに対して審判所は、「本件一部取り壊しによっても、残存家屋の旧家屋との断面の壁は内壁を備えており、また、残存家屋の

屋根のふき替えはその一部にとどまっていた。そのため、一部取り壊しおよび改修工事の各工事期間中、残存家屋の屋根および壁にブルーシートを張るなどといった対策を施して風雨の侵入を防ぐことができたのであって、残存家屋は、客観的に見て工事期間中も人が居住することが可能な建物としての構造を備えていた」と判断。また、「改修工事がされたことや、実際に居住していた者が不便を感じたことによつて（居住の用に供し得なくなったとはいえないという）結論を異にするものではない」、「家族4人が居住できる間取りと広さは確保されており、請求人の長女が転居をしたことが結論を左右することもない」として、「住居を失ったのと同視することはできず、本件特例を適用することはできない」との裁決を下した。

医療・介護・福祉に特化する会計人組織

メディカル・マネジメント プランニング・グループ

(MMPG)

医療・介護・福祉の経営コンサルティングに特化した会計人組織「メディカル・マネジメント・プランニング・グループ(MMPG)」が今年4月で創設30年目を迎え、新理事長に川原丈貴公認会計士・税理士が就任した。MMPGが発展を続ける要因、特化型事務所の強み、若手会計人向けの新しい入会制度などについて話を聞いた。



理事長 川原 丈貴 公認会計士・税理士

組織の支援体制と会員間の絆が強み 若手会計人向けの入会制度を発足

—このたび、MMPGの理事長に就任されましたが、今のお気持ちを聞かせて下さい。

今年4月、MMPGが創設されて30年目を迎え、私の父、川原邦彦が世を去ってからこの4月で10年になります。そして、その父がMMPGを創設したのは46歳の時で、まさに今の私の年齢です。このようなタイミングで、今年4月から理事長職を拝命したことに時の運を感じています。そのような意味でも、MMPG理事長としての重責に改めて身の引き締まる思いがします。

—創設以来、MMPGは発展を続けていますが、その要因は？

ひとつは、MMPGの最大の強みといえる会員間の「絆」だと思います。何か困ったことがあれば、電話一本で多くの会員からアドバイスをいただける。事務所の成功事例なども丁寧に教えてくれる。MMPGの横の繋がりは、組織力を高めると同時に、私たちの自慢でもあります。もうひとつの要因は、医療・介護・福祉に特化することで集中的なツール開発、情報提供、市場へのアピールなどが実践でき、現場に役立つものを常に提供できたことでしょう。この2つが両輪となって現在のMMPGを作り上げたと思います。さらに、私たちの活動が社会保障への貢献に繋がるという「誇り」をもたらししてくれることも大きな要因だと思います。

—この30年間で医療・介護・福祉を取り巻く環境も変わりましたか？

MMPG創設当初は、医療界もまだまだ経

営的には順風だったと思います。しかし、21世紀に入り、高齢化の進展や財源不足から、医療界はもちろん、介護・福祉の世界も経営が年々厳しくなりつつあります。同時に、会計人にも従来の税務会計だけではなく、徹底した経営指導などが求められるようになってきました。

—最近、MMPGでは若手会計人向けに新しい会員制度を発足させたそうですね。

MMPGとして1件でも多くの医療機関や介護・福祉施設への貢献を実現するため、私たちと考えを同じくする同志を募っていききたいという想いから、開業歴が浅い会計人や承継後間もない会計人で、医療・介護・福祉への特化を目指す会計事務所を対象に「ニューチャレンジ会員制度」を昨年10月に発足させました。通常の会費よりも低廉で15か月間、会員同様にMMPGの活動に参加できるほか、研修システムや各種ツールが活用できます。

—すでに申込まれた事務所はありますか。

3事務所が加入したほか、問い合わせも数多く寄せられています。正直、MMPGは敷居が高いとの声も聞いたことがありますが、各種ツールや情報を使いこなして顧客が増えれば、決して費用対効果で見合わないことはないと思います。既存の会員事務所も、加入当初は医療機関のお客様が少なく、MMPGの活動を通じて増やしています。また、会員の中には、関与先が一般企業だけだったら、現在の安定した事務所経営はなかったと言われる方もいます。

—MMPGへの加入が、事務所のターニングポイントにもなり得るわけですね。

会員事務所に限らず、成長されている事務所は、いくつものチャンスを手掴みできたと思いますが、そのためにはチャンスを常に意識して引き寄せる力と、最初の一步を踏み出す勇気が必要だと考えます。是非、ニューチャレンジ制度を、多くの方々にチャンスと捉えて頂けたら嬉しいですね。近年、会計業界は低価格化と高付加価値化の2つの流れが顕著になりつつあります。私たちは高付加価値化を目指していますが、そのためにも特化は必須です。ターゲットを絞り込んだ情報収集やツールの開発、研修などにより、知識やノウハウを集中的に深めることができる。これが特化型の強みであり、事務所の差別化に繋がります。医療・福祉・介護の経営は今後さらに厳しくなると思われます。会員事務所の中には、セカンドオピニオンを依頼されるところも増えていますので、クライアント側としても税務会計サービスだけでは満足できない状況にあることがうかがえます。

—最後に今後の抱負をお聞かせ下さい。

これからもMMPGの諸活動を通して社会保障への貢献、地域社会への貢献を果たすという使命を果たしていきたいと思っています。そのためにも日々の研さんを重ね、1件でも多くの医療機関、介護・福祉施設に関与することで、会員事務所の収益にも貢献し、同時に社会保障や地域社会に貢献しているという誇りを認識する。その充実感や喜びが、さらなる研さんに結び付いていく——、そんな好循環を形成する組織でありたいですね。そして何より、これまでと同様に会員間の「絆」を大事にしていきたいと思っています。

会員に聞く



差別化、顧客増、職員の成長etc MMPGに加入して変わったこと

MMPGに加入したキッカケは？

加入前から医療機関や介護施設のお客を抱えていたのですが、一人でやっていると、国の動きはどう変わろうとしているのか、今後どんなアドバイスをすべきなのか、その方向性が見えず、何となく行き詰まりを感じていました。そんな時、知り合いの税理士からMMPGを紹介されたのがキッカケです。

加入後、どんな変化がありましたか。

MMPGでは、お客様への情報提供ツールが充実していますが、これは非常に強力な武器となっています。例えば、今後の医療経営に焦点を当てた「医療経営Journal」や、診療所向けの「クリニックニュース」が月2回送られてきますが、こ

れらの情報を事務所の職員たちが事前に理解し、お客様のところを毎月必ず訪問して説明します。ほぼすべてのドクターが熱心に聞き入っていますね。これらの情報だけでも圧倒的な差別化といえます。

関与先の増加にも繋がっていますか。

お客様からの紹介を通じて確実に増えていきます。紹介されたドクターとお会いして、MMPGの各種情報や診療報酬データベースを見せて説明すれば、間違いなく顧問契約に繋がる、そのくらいの自信があります。また、ドクターは相続案件に繋がるケースが多いので、そこから収益増が期待できます。もちろん、お客様に喜ばれるサービスを提供するため、職員たちもMMPGの研修会などに参加してレベルアップを図っています。

増山 良裕 税理士
増山良裕税理士事務所
(埼玉・所沢市)

MMPGの加入は事務所に多くのメリットをもたらしたわけですね。

一人の力には限界があります。MMPGの先輩や仲間たちが成功事例や事務所のノウハウを惜しみなく教えてくれるのは、本当に有難いことです。2018年に診療・介護報酬の同時改定が行われ、第7期医療計画もスタートします。今後、医療機関などの経営状況は本格的に厳しくなりますので、これからも先を読んだアドバイスを提供し、お客様と一緒に乗り越えていきたいと思っています。

教えて! 「マイナンバー制度」事業者への影響と準備すべきこと

税理士事務所では多くの職員が日常的にマイナンバーを取り扱うため、実務への影響やリスク対策などが気になるところ。そこで、特定個人情報保護委員会事務局の上席政策調査員で税理士の鈴木涼介氏に、マイナンバー制度の概要や事業者への影響、税理士事務所の事前準備などについて話を聞いた。

——マイナンバー制度の概要を簡単に教えてください。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。マイナンバーは、社会保障、税及び災害対策分野の中で、番号法で限定的に定められた行政手続にのみ利用します。それ以外に利用することはできません。平成27年10月から住民票を有するすべての人に1人ひとつのマイナンバー（個人番号・12桁）が「通知カード」により通知され、平成28年1月から利用が開始される予定です。平成28年1月以降、社会保障（年金、医療保険、雇用保険、福祉の給付など）や税の申請書、申告書等にマイナンバーの記載が求められます。

——マイナンバー制度が始まると、事業者にどんな影響がありますか。

平成28年分の源泉徴収票や支払調書などからマイナンバーを記載することが求められます。具体的には、会社や個人事業主、所長税理士などの事業者は「個人番号関係事務実施者」として、雇用している従業員や支払調書の対象となる支払先などからマイナンバーの提供を受け、その提供を受けたマイナンバーを源泉徴収票や支払調書などに記載して税務署等に提出することになります。そのため、従業員や支払先などから「マイナンバーの提供を受ける」必要がでてきます。

——マイナンバーの提供を受けると「本人確認」が必要だと聞いたことがありますが。

そうです。従業員や支払先などからマイナンバーの提供を受ける場合は、「番号確認」と「身元確認」（合せて「本人確認」）を行うことが求

められます。ただし、雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと「個人番号利用事務実施者」が認める場合には、身元確認は不要とされています。この「個人番号利用事務実施者」とは、マイナンバーを利用して個人情報を効率的に検索及び管理することができる者（国の行政機関や地方公共団体など）をいい、税でいえば国税庁ということになります。本人確認の詳細については、内閣官房のマイナンバー社会保障・税番号制度のホームページや国税庁ホームページに資料が掲載されていますので、そちらをご覧ください。

——関与先から年末調整などの作業を委託されている場合、マイナンバーの本人確認はどうなるのでしょうか。

税理士が、関与先から源泉徴収票作成事務の委託を受けた場合ですが、通常は、関与先が自社の従業員からマイナンバーの提供を受けると考えられますので、本人確認の手続きも含めてすべて関与先で事務を行うこととなります。そのため、税理士は従来通りに扶養控除等申告書などの必要書類の提供を受けて、源泉徴収票作成事務を行うこととなりますので、これまでの作業の流れが大きく変わることはないと思います。ただし、マイナンバーが記載された扶養控除等申告書の取扱いについては、マイナンバーが漏えい等しないような措置を講じていただくこととなりますので、そういった意味では従来の事務のやり方を見直していただく必要はあります。

——所得税の確定申告書などにもマイナンバーが記載されます。この

場合は税理士が納税者の本人確認をしなければならないのですか。

本人確認が必要なのは、個人番号関係事務実施者や個人番号利用事務実施者が本人やその代理人から個人番号の提供を受ける場合です。誤解されやすい点ですが、所得税の確定申告などにおいて、税理士は納税者の「代理人」という立場で申告を行います。つまり、税理士と納税者は、確定申告をする者という一つの枠の中でマイナンバーをやり取りしているに過ぎず、個人番号関係事務実施者や個人番号利用事務実施者が本人やその代理人から個人番号の提供を受ける場合には該当しないので、本人確認は必要ありません。なお、年末調整で源泉徴収票等を作成するのは、確定申告の場合と異なり、会社が「個人番号関係事務実施者」としてやるべき作業を外部の税理士事務所に委託していることとなります。この場合、税理士も委託を受けた者として「個人番号関係事務実施者」に該当します。このときの本人確認は、先ほどお話ししたとおり、会社で行なうのが一般的だと思います。

——税務署に申告書を提出する際、本人確認などは行われますか。

税理士が税務代理により顧客のマイナンバーを記載した申告書等を税務署に提出する際には、税務署が税理士に対して代理人の本人確認を行うこととなります。原則として、①代理権の確認（委任状など）、②代理人の身元確認（代理人の方の個人番号カードや運転免許証など）、③本人の番号確認（顧客の個人番号カードや通知カードの写しなど）を行います。

——マイナンバーを漏えいさせてし

まったら、即、罰則が適用されるのでしょうか。

まず、お断りしないといけないのは、特定個人情報保護委員会には罰則の適用権限はありません。一般論ということでお話しすると、罰則は、原則として故意犯であることから、過失によってマイナンバーを漏えいさせてしまった場合には、一般的には罰則の話にはなりません。

税理士事務所が準備するポイントは安全管理措置と委託契約書の見直し

その場合、特定個人情報保護委員会による勧告や命令の対象になり、その勧告や命令に従わなかったときに罰則の適用の話になってきます。なお、罰則の適用があるかないかにかかわらず、マイナンバーを適正に取り扱っていただく必要があります。税理士の場合には、日税連がマイナンバーのガイドラインを作成するようなので、特定個人情報保護委員会のガイドラインと合せて、それぞれ遵守して頂くことになると考えられます。

——マイナンバーが始まるまでに、関与先や税理士事務所が準備しておくべきことがあれば教えてください。

「安全管理措置」が挙げられます。安全管理措置としては、基本方針の策定や取扱規程等の策定のほか、組織的、人的、物理的、技術的な安全管理措置を講じて頂くこととなります。ただし、従業員100人以上の「中小規模事業者」については、特例を設けることで実務への影響が配慮されていますので、多くの関与先が特例の対象に当てはまる

のではないのでしょうか。

——税理士事務所も特例の対象となりますか。

税理士は「委託に基づいて個人番号関係事務を業務として行なう事業者」に該当することから、特例の対象外となり、安全管理措置の本則が適用されることとなります。具体的な対応方法は、ガイドライン

に「手法の例示」が記載されています。ただし、それはあくまで例示であり、それらの例示を「必ず」行わなくてはいけないというわけではありません。安全管理措置を講ずるのは、マイナンバーや特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の漏えい等を起こさないことを目的としています。その目的が達成されれば「手法の例示」通りに実行しなくても問題ありませんので、事務所の規模などに応じた措置を講じて頂きたいと思います。

——個々の事務所で柔軟に対応すればいいわけですね。

はい。例えば「物理的安全管理措置」として、マイナンバーや特定個人情報記載されている書類については、施錠できるキャビネットに片づけることが考えられます。しかし、そうした施錠できるキャビネットがない事務所もあるでしょう。当然、施錠できるキャビネットを買って、それで管理してもらおうに越したことはありませんが、それができない場合もある。だからといって何もしないのではなく、情報漏えいなどを防ぐ

特定個人情報保護委員会事務局 上席政策調査員

税理士 鈴木 涼介 氏



ために何ができるか、自分の規模に見合った安全管理措置を考えて頂きたいですね。同時に、職員の監督・教育も徹底しておきたいところです。

——いわゆる「人的安全管理措置」のところですね。

一般企業、とりわけ中小企業の場合、マイナンバーに携わる従業員や使用するパソコンなどを限定することができますが、税理士事務所の場合は所長税理士のみならず、事務所職員も日常的にマイナンバーや特定個人情報を取り扱いますので、職員の監督や教育という面は非常に重要になると考えられます。せっかく様々な安全管理措置を講じても、職員の意識が低ければマイナンバーが漏えいする恐れがありますので、10月までに徹底しておくべき点だといえます。特定個人情報保護委員会のガイドラインでは、安全管理措置の中で「基本方針」や「取扱規定等」の策定が記載されています。基本方針は「義務」ではありませんが、基本方針があれば、組織として意思統一を図ることに役立つほか、適正な取り扱いを従業員に周知徹底することにも効果があると考えられます。その他の安全管理措置については、特定個人情報保護委員会のガイドラインを参照してください。

——監督する側の顧客にとっては、契約書の見直しなど大変な作業になりそうですね。

仕事を委託した会社側に監督する義務がありますが、実際の現場では、税理士事務所がマイナンバーの取扱いに関する規定を盛り込んだ契約書を用意する流れになると思います。契約書の内容については税理士業界でも関心が高いので、恐らく日税連の「税理士向けガイドライン」の中にも「ひな形」などを入れてくるのではないのでしょうか。

——なるほど、税理士は事務所内の安全管理措置、委託契約書の見直しが事前準備として重要な点になりそうですね。

そうですね、その2つは事前に行っておきたいところです。実際に制度が動き出したら、事務所のルールに沿って行動するわけですが、不要となったマイナンバーをいつ

つ適切な監督を行わなければなりません。つまり、関与先などの「顧客」が、委託先の「税理士事務所」を監督するわけです。必要かつ適切な監督とは、①委託者の適切な選定、②委託者に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握などが挙げられています。また、契約内容としては、特定個人情報保護委員会のガイドラインに記載されているとおり、秘密保持義務や事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、目的外利用の禁止、漏えい事案などが発生した場合の委託先の責任など様々な規定を盛り込むこととなります。なお、委託者は、委託先だけでなく、再委託先・再々委託先に対しても間接的に監督義務を負います。

——現状、保存期間が過ぎた書類等を持ち続ける事務所は多いのでしょうか。

保存期間が過ぎても、キャビネットや倉庫に入れたままで、ある程度溜まったら廃棄するという事務所も少なくないと思います。今後は、廃棄または削除を前提とした保管体制をとることが望ましいでしょう。

——最後にメッセージをお願いします。

現在、私は特定個人情報保護委員会事務局に勤務していますが、マイナンバーは、まさしく税理士の業務フィールドで利用されることとなります。しっかりと取扱いについて理解して頂き、関与先に対しても指導・助言して頂けたらと思います。

※このインタビューは、日税連のガイドブック公表前に行ったものです。4月7日に公表された日税連のガイドブックには委託契約の書式が含まれています。

事業者の「マイナンバー4箇条」をチェック!

取得・利用・提供のルール

- 社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理するために必要な場合に限り、従業員等にマイナンバーの提供を求めることができる。
- 事業者は、社会保障及び税に関する手続書類に従業員等のマイナンバー・特定個人情報を記載し、行政機関等及び健康保険組合等に提出する。
- 法令で限定的に定められている場合以外の場合は、マイナンバー・特定個人情報を利用・提供することはできない。

委託のルール

- 委託者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 必要かつ適切な監督とは①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。
- 委託先が再委託する場合は、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。

保管・廃棄のルール

- 特定個人情報は、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができる。
- 社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がある場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。
- 廃棄又は削除を前提とした「保管体制」をとることが望ましい。

安全管理措置のルール

- マイナンバー・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければならない。
- 従業員数が100人以下の事業者（一定の事業者を除く）には、中小規模事業者に対する特例を設け、実務への影響を配慮している。なお、「委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者」に該当する税理士事務所は特例の対象外。

10月までにやっておきたい

税理士事務所の事前対応

マイナンバーなどの漏えいなどを防ぐために…
事務所規模などに見合った安全管理措置を講じる。

事務所職員も日常的にマイナンバーなどを取り扱うため…
職員の監督や教育体制を見直す。

顧客と税理士がマイナンバーを適正に取り扱うため…
マイナンバーの取扱いに関する規定を盛り込んだ契約内容とする。

不要となったマイナンバーは速やかに廃棄、削除するため…
事務所内で廃棄または削除を前提とした保管体制を検討しておく。

※安全管理措置や契約内容の見直し、また、税務申告におけるマイナンバーの取扱いなどを検討する際には、特定個人情報保護委員会のガイドラインのほか、日税連が作成するマイナンバーのガイドラインを確認しておく。

マイナンバー世論調査

「内容まで知っていた」は28%

法人番号は87%が「知らなかった」

内閣府はさきごろ、今年1月に実施した「マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する世論調査」の結果を発表した。今回の調査対象は、全国20歳以上の日本国籍を有する3000人（有効回答数1680人）で、調査員が個別面接で聴取を行った。

調査結果によると、「マイナンバー制度について知っていましたか」との問いに対し、「内容まで知っていた」は28.3%だった。平成23年11月調査の16.7%よりも11.6ポイント増加したが、依然として認知度が高いとは言えない状況だ。なお、「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」が43.0%、「知らなかった」は28.6%だった。一方、法人番号については、「知らなかった」が87.1%と大半を占めた。

マイナンバー制度に対する懸念としては、「個人情報漏えいすることにより、プライバシーが侵害される」（32.6%）、「マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害にあう」（32.3%）という不安が多かった。マイナンバー制度に対する期待（複数回答）としては、「社会保障、税、災害対策に関する行政機関の手続きが簡単になる」が51.4%と最も多く、そのほか「個人番号カード1枚で、年金手帳や健康保険証など複数の機能を持たせることができる」（38.2%）、「社会保障の不正受給や税の不正還付を防ぐことができる」（33.0%）が目立った。

Close up

税理士が押さえておきたい民法（債権法）改正

2015年2月24日、法制審議会の総会において、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」が承認可決され、「要綱」として法務大臣に答申されました。

かかる「要綱」は、2009年11月、法制審議会民法（債権関係）部会において民法改正の審議が開始されてから、2011年4月の「中間的な論点整理」、2013年2月の「中間試案」、2014年8月の「要綱仮案」各決定を経て、約5年にわたる審議の結果、答申されたものです。本稿執筆時点の情報によれば、2015年3月下旬にも、法律案が国会に提出される予定とのことです（ただし、2014年12月16日に、「定型約款」の部分を除き、「検討中の改正条文案」が示されています）。

今回の改正は、従来の判例法理の明文化など、実務的な影響が小さいと見込まれるものが多いものの、現行の規律を改めるものも含んでいます。

本稿では、改正内容のうち、特に税理士業務との関わりが深いもの、あるいは税理士の関心が高いと思われるものについて、「要綱」及び「検討中の改正条文案」に基づき、解説いたします。

1 消滅時効

消滅時効については、実質的な改正がなされています。

(1) 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

現行民法上、債権の消滅時効期間は、原則として権利を行使することができる時から10年間とされています（民法167条1項）。したがって、税理士が顧客に対して有する報酬請求権や、個人間の貸金返還請求権などについては、10年間の消滅時効期間が適用されています。

これに対して、「要綱」では、債権者が権利を行使できることを知った時（主観的起算点）から5年間行使しないとき、または権利を行使することができる時（客観的起算点）から10年間行使しないときに、時効消滅するとされました（改正条文案166条1項）。

通常は、契約締結時点、あるいは弁済期の時点で、債権者は権利を行使できることを知ると考えられますので、結果として、主観的起算点からの短期の時効期間が適用されることになります。顧客に対する報酬請求権は、5年で時効にかかると認識しておいたほうがよいでしょう。

(2) 職業別の短期消滅時効、商事消滅時効の廃止

現行民法上、職業別に短期消滅時効（医師は3年、弁護士は2年、飲食店は1年等。民法170条～174条）が定められているほか、商法上、商事債権の消滅時効は5年と定められています（商法522条）。

職業別の短期消滅時効は、その合理性に疑問があるとされていることから、「要綱」ではこれを廃止し、また、民事消滅時効について上記のような規律を設けた場合、商事債権についての特則を設ける意義が乏しくなることから、これについても廃止して、時効期間の統一化を図っています。

(3) 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効

「要綱」は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時（主観的起算点）から3年間行使しないとき、または不法行為の時から20

年間行使しないときに、不法行為による損害賠償請求権は、時効によって消滅するとしています（検討中の改正条文案724条）。

現行民法との相違点は、不法行為時から20年の期間が、除斥期間から消滅時効期間へと変更されている点です。よって、20年の期間についても、時効中断が認められることとなります。

(4) 時効の完成猶予・更新の整理

現行民法は、時効障害事由として、時効の「中断」（時効の進行を振り出しに戻し、新しく時効期間を計算しなおすもの）と「停止」（時効の進行は振り出しに戻さないが、時効完成を一定期間延期するもの）を定めています。

「要綱」では、「中断」を「更新」と、「停止」を「完成猶予」と呼び替えた上、権利行使の意思を明らかにしたと評価できる事実が生じた場合を「完成猶予」事由とし、権利の存在について確証が得られたと評価できる事実が生じた場合を「更新」事由として、現行民法の規律を変更しています。実質的な改正がなされているところであり、注意が必要です。

例えば、現行民法上、「裁判上の請求」すなわち訴訟提起等は、時効「中断」事由とされていますが、「要綱」ではこれを「完成猶予」事由とし、勝訴判決の確定を「更新」事由としています（検討中の改正条文案147条）。同様に、「仮差押え・仮処分」も暫定的な権利行使にすぎないことから、「中断」事由から「完成猶予」事由に変更しています（検討中の改正条文案149条）。なお、債務の「承認」は、現行民法と同様に、「更新」事由としています（検討中の改正条文案152条）。

(5) 協議合意による時効完成猶予の新設

現行民法上、債権者と債務者の間で、債権に関する協議を行っている場合であっても、時効中断のため、訴訟提起を行わざるを得ないケースがあり、合理的でないとされていました。

「要綱」では、当事者間で、権利に関する協議を行う旨の書面による合意があったときは、合意から1年間（より短い期間を定めたときはその期間）は、時効完成が猶予されるものとし、また、協議の期間中に、一方の当事者が、相手方に対して協議の続行



内田 久美子 弁護士

平成9年司法試験合格。平成20年より鳥飼総合法律事務所パートナー弁護士（現職）。東証一部上場企業、中小オーナー企業、個人に対する法務アドバイスのほか、各種交渉、訴訟等を手掛ける。



を拒絶する旨の書面による通知をした時は、期限経過前でも6カ月で時効が完成します（検討中の改正条文案151条1項）。

協議合意によって時効完成が猶予されている間に、改めて協議合意を行った場合には、当初の時効期間満了予定時から5年を超えない範囲で、再度、時効完成が猶予されます（検討中の改正条文案151条2項）。

2 法定利率

法定利率についても実質的な改正がなされています。

(1) 変動制による法定利率

現行民法は、法定利率を年5%としています（民法404条）。「要綱」では、改正民法施行時の法定利率を3%に引き下げたうえで、3年ごとに法定利率の見直しを行うこととしています。具体的には、過去5年間の短期貸付の平均利率をもとに導かれた「基準割合」と、直近変更期（変更がなかった場合には、改正法施行の期）の「基準割合」の差が、1%を超えたときには、小数点以下を切り捨てた上で、その差を、直近変更期の法定利率に加算または減算するというものです（検討中の改正条文案404条2項～4項）。

現行民法の利率が、市場実勢のそれとかけ離れているという批判に応えるとともに、過激な変動を回避して緩やかに変動させる趣旨です。

なお、この改正に伴い、商事法定利率を定めた商法514条は廃止されます。

Close up

(2)適用利率の基準時

「要綱」は、利息を生ずべき債権について、別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率によるものとしています(検討中の改正条文案404条1項)。ある債権に適用される法定利率を最初の利息発生時で確定させ、債権管理を容易にする趣旨です。

(3)中間利息控除

「要綱」は、損害賠償額を算定する際の中間利息控除に用いる利率についても、利息債権と同様の変動利率によるべきものとした上で、損害賠償請求権発生時点(不法行為の場合は不法行為の時点)を法定利率の基準時としています(検討中の改正条文案417条の2)。

したがって、現行法と比較して損害賠償額が高額化したり(中間利息控除額が減額された場合)、同じ内容の不法行為でも、不法行為時点の法定利率により、損害賠償額が異なったりすることになるなどの指摘がなされています。

3 債務不履行に基づく損害賠償

現行民法上も、債務不履行が債務者の責めに帰することのできない事由によるものであるときは、債務者は損害賠償義務を負いません。

この点、「要綱」は、「債務の不履行が、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは」、債務者は免責されるとしており(検討中の改正条文案415条ただし書)、実質的な改正ではないと解されています。

たとえば、税理士が顧客に対し、債務不履行に基づく損害賠償義務を負うか否かは、顧客との契約内容のほか、契約の性質や目的、契約締結経緯などによって判断されることとなります。したがって、いわゆる税理士損害賠償請求事件における、税理士の責任の有無の考え方については、改正自体による影響はないものと思われれます。

4 契約の解除**(1)債務者の帰責事由は不要**

現行民法では、債務不履行による契約解除につき、債務者の帰責事由をその要件としています。が、「要綱」では、債務者の帰責事由を、契約解除の要件から除外しています。よって、相手方に帰責事由がなくても、契約の解除が可能となります。

他方、債権者に帰責事由がある場合には、債権者は解除できないとされています(検討中の改正条文案543条)。

(2)催告解除の要件

現行民法上、当事者の一方が、その債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができますとされています(民法541条)。

「要綱」では、これに加えて、「ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは」は解除できないとしています(検討中の改正条文案541条ただし書)が、これは

従来の判例法理を明文化したものと説明されています。

例えば、顧客が顧問料を1回、数日、未払いであるという状況では、原則として顧問契約の解除は難しいと思われれます。

(3)無催告解除の要件

現行民法は、無催告で解除できる場合として、履行不能(民法543条)、定期行為の履行遅滞(民法542条)を規定していますが、「要綱」では、これに加えて、無催告解除ができる場合を定めています。

例えば、「債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき」は、債権者は無催告解除ができるものとしています(検討中の改正条文案542条1項2号)。これによれば、例えば、顧客から税理士報酬を一切支払わない旨の内容証明郵便が送られてきた場合などは、無催告で契約解除ができると解せれます。

5 保証**(1)個人保証の制限**

「中間試案」では、経営者保証の例外を除き、事業性借入を対象とする個人保証・個人根保証は無効とされていました。ところが、かかる規制は過度にすぎるとの批判があり、「要綱」では、公正証書要件を導入することとまりました。

すなわち、「要綱」では、事業性借入を対象とする個人保証契約・個人根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前1カ月以内に作成された公正証書で、保証人になろうとする者が保証意思を表示していなければ、原則としてその効力を生じないものとされました(検討中の改正条文案465条の61項)。

例外は、いわゆる経営者保証の場合です。具体的には、主債務者である法人の経営者(理事、取締役、執行役など)、オーナー(総社員又は総株主の議決権の過半数を有する者)、主債務者である個人事業者の共同経営者・事業従事配偶者については、公正証書要件は適用されません(検討中の改正条文案465条の9)。

(2)情報提供義務

「要綱」は、保証人保護のための情報提供義務について、以下のように定めています。

①契約締結時(主債務者の情報提供義務)

主債務者は、事業のために負担する債務についての保証・根保証を委託するときは、受託者(個人のみ)に対し、主債務者の財産・収支・負債・担保の状況等について、情報を提供しなければなりません。

主債務者が、上記の説明をせず、または事実と異なる説明をしたために受託者が誤認をし、それによって保証契約を締結した場合において、債権者がそのことを知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができます(検討中の改正条文案465条の10)。

②保証人請求時(債権者の情報提供義務)

債権者は、委託を受けた保証人から請求を受けたときは、保証人(個人・法人)に対し、遅滞なく、主債務(元本・利息等)の不履行の有無・残額、そのうち弁済期が到来しているものの額等について、情報を提供しなければなりません(検討中の改正条文案458条の2)。

債権者がかかる義務を怠った際の効果については、「要綱」では言及がなされていません。

③主債務者の期限の利益喪失時(債権者の情報提供義務)

債権者は、主債務者が期限の利益を喪失したときは、保証人(個人のみ。委託の有無を問いません)に対し、主債務者の期限の利益喪失を知った時から2カ月以内に、その旨を通知しなければなりません。

債権者が、上記の通知をしなかったときは、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時からその旨の通知をした時まで生じた遅延損害金に係る保証債務の履行を請求することができません(検討中の改正条文案458条の3)。

(3)個人根保証

現行民法上、個人が貸金の根保証を行う場合について、極度額や元本確定事由が定められています。

「要綱」は、根保証人の保護を拡大し、主債務が貸金でなくとも、個人根保証の場合は一律に極度額を定めなければ無効とされ(検討中の改正条文案465条の22項)、また、元本確定事由も法定されることとされました。

個人根保証一般についての元本確定事由としては、保証人の財産に対する強制執行や担保権の実行の申立、保証人についての破産手続開始決定、主債務者又は保証人の死亡が規定されています。

これに対し、貸金等根保証の場合には、上記に加え、主債務者の財産に対する強制執行や担保権の実行の申立、主債務者についての破産手続開始決定も、元本確定事由とされています(検討中の改正条文案465条の4)。

6 定型約款

現行民法には存在しない定型約款が、民法に規定されることになりました。

定型約款の規定は、ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引にのみ適用され、企業間取引や雇用契約には適用されません。

「要綱」では、定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していた場合には、定型約款が契約の内容となることとされました。ただし、相手方の利益を一方的に害するような条項は無効とされます。他方、定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性等、合理的なものであるときには、周知期間を経て、定型約款準備者が一方的に定型約款を変更できることとされました。

7 贈与

現行民法は、条文上、贈与の対象物を「自己の財産」と規定しています。

これに対し、「要綱」は、贈与は、当事者の一方が「ある財産」を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる旨規定しています(検討中の改正条文案549条)。

これは、従来の判例や学説が、他人物贈与契約も有効であるとしていた解釈に沿うものです。



相続人が一番不安になるのは 税理士に放っておかれること

相続支援に特化している福田真弓税理士。相続案件の関与はリスクがあると言われるが、福田税理士はどんなことに注意してリスク管理を行っているのだろうか。

また、顧客満足を高めるための工夫や、相続案件の落とし穴などについて話を聞かせてもらった。

福田 真弓 税理士 (東京・千代田区)

—開業当初から資産税に特化されていたのでしょうか。

もともと資産税に特化した事務所に勤めていたので、その分野を専門にやっていきたいという思いはありました。ただ、独立した頃は関与先が1件もなく、資産税だけで食べていけるとは考えていませんでした。その後、知り合いの税理士から資産税案件のサポートを依頼されるようになり、少しずつ仕事が増えていく中で、ある時、相続の本を執筆することが決まりました。これは、私にとってターニングポイントのひとつだったと思います。自分でも驚くほど、非常に多くの方々に読んで頂きました。

—書籍を執筆した後、どのような変化がありましたか。

雑誌のインタビューやセミナー講師の依頼などを受けるようになりました。事務所のホームページやブログのアクセス数も増えて、相続の相談や相続税の申告依頼などが寄せられるようになりました。その頃、法人の関与先も10件以上ありましたが、やはり資産税で食べていきたいという思いが強く、法人の仕事は知り合いの税理士に紹介しながら減らしていきました。

—開業当初の夢が叶ったわけですね。

そうは言っても毎年何十件も相続税の申告業務を行っているわけではありません。資産家の中には、相続税の試算を一度も行ったことがない方、預貯金をたくさん持っているのに何の対策も講じていない方、家族関係が複雑な方などがいますので、生前贈与や生命保険の活用、遺言書の作成、自社株評価の引下げなど、個々のケースに合わせて生前対策をアドバイスしながら報酬をいただいています。また、相続には税金以外の問題もあれば、相続発生後にサポートすることも出てきますので、外部の力も借りながら、できる限りワンストップでサポートするようにしています。

—相続人とのやり取りで気を付けていることはありますか。

一番は、お客様を放っておかないことです。電話やメールで問い合わせがあれば、1日以内にレスポンスするように心掛けています。もし、その時点で明確な回答ができなくても、「すぐに調べてお返事いたします」などと返します。相続人の中には、初めて税理士と関わる方も多く、相続税の申告も分からないことばかりです。常に相続人の側にいると感じてもらえるだけでも、不安はかなり取り除けると思っています。

—経営者のように税理士に慣れていない相続人がたくさんいるわけですね。

夫婦の場合、男性が先に亡くなるケースが多いですから、相続が発生して相談に訪れる

方の多くはご高齢の奥様やそのお子様たちです。税金についても素人の方が多いため、相続財産に当然含まれるものであっても、本人は相続とは関係ないと思っていることがあります。ですから、こちらから細かいところまで聞き取るように心掛けています。とはいえ、相続財産は自宅と預貯金だけと言っていたのに、後々になって被相続人の先祖名義のままの土地が出てきたり、被相続人が購入した未上場株などが出てくることもあります。遺産をすべて把握できるかどうかが一番重要なポイントといえるでしょう。

単なる自宅の評価も現地で確認

—相続財産が漏れているのは怖いですね。

厄介なのは、こちらが事前に説明したのにも関わらず、後で「聞いてないから、税理士の責任だ」と言われてしまうケースです。そうしたトラブルを回避するため、相続人とのやり取りの証拠は残しておくべきでしょう。相続財産の中でも注意したいのが名義預金です。同居の家族名義の通帳については全部確認したいとお願いしています。全部確認できない場合は、その部分については責任を負えないことも事前に伝えておきます。また、土地の評価にも落とし穴がたくさんありますので、単なる自宅であっても必ず現地に行って確認するようにしています。

—自分の目で確認しなければ分からないこともあるのでしょうか。

以前、相続財産の自宅を現地で確認したところ、通り抜け私道として使われている部分が二方にあり、さらにセットバックも必要だったので、その部分をメジャーで測り、自宅の評価額から減額しました。それらは登記簿や固定資産評価明細書などからは分からない事実だったため、書面だけで土地を評価したら大変な過大評価になる場所でした。相続財産に土地が絡んでくると、役所を回るだけでも時間が取られますので、10カ月の申告期限はあっという間ですが、土地の評価は焦らず慎重に行いたいところです。特に、相続税の申告書は、申告後に別の税理士に見られることがありますので、そこでミスが見つければ、申告書を作成した税理士が責任を問われます。私自身、二次相続の申告を依頼された時、一次相続の申告書を確認したところ、広大地評価が使えるのに税理士が見落とし過大に申告していたケースがありました。最近では、申告する前から更正の請求の営業をするような税理士もいますので、ひとりで対応するのが難しい場合は外部の力を積極的に活用すべきでしょう。

—過去に相続案件でトラブルに巻き込まれたことはありますか。

相続で揉めているらしき人から事務所に電

話があり、「変なことを吹き込んだのはお前か」などと怒鳴りつけられたことがあります。しかし、全くの人違いで、別の事務所だと何度も説明しましたが、興奮して話を聞いてもらえず、「今から事務所に行くから待ってろ」と言われた時は身の危険を感じました。税理士は良かれと思ってアドバイスしたことで、相続人間で不公平感が出てしまえば、すぐにクレームに繋がりますので、相続人全員にひとつずつ丁寧に説明することが重要だといえます。また、お会いする度に言うことが変わる方、情報を隠そうとする方はトラブルが起きる可能性がありますので、こちらから仕事を断ったり、上手く相手から断って頂けるようにすることも必要ではないでしょうか。お客様を見極めることもリスク管理として大切だと考えます。

—相続に関する相談者は女性が多いと言われますが、相談相手として女性税理士のほうが有利だと思いますか。

一概にそうとは言えないと思います。同じ女性ということで話しやすいという利点はあるかもしれませんが、友人ではありませんので、相談者と同じ目線になってしまうと争いが激化する恐れもあります。あまり深く入り込み過ぎると、相続争いに巻き込まれる可能性が高まりますので、その線引きはプロの専門家として常に意識しておくべきでしょう。私の場合、初回の相談も基本的に有料にしています。そのほうが仕事としてしっかり対応できますので、気分的にも楽ですね。

お客様の見極めも大切なリスク管理

—既存の顧客から相続案件を紹介されることもありますか。

はい。資産税の場合、お客様の親戚や知人など個人のネットワークから案件を紹介して頂けるチャンスがあります。生前対策は別ですが、相続税の申告業務は単発のため、数年前に関与したお客様から突然紹介の電話が入って驚くこともあります。いずれにしても、お客様に喜んで頂けるサービスを提供できれば、次の案件に繋がっていくチャンスは十分あると思います。

—最後に、福田先生にとって相続支援とは？

プライベートのお金の話や、時には身内の恥ずかしい話なども聞かせて頂き、相続対策や相続税申告の仕事を信頼して任せてもらえる——、そんな職業は税理士のほかにないと思います。最愛の方を亡くされた奥様の中には、深夜や土日でも構わず電話をかけてきて、会話の途中で泣かれてしまい何時間も話に付き合ったこともあります。大変なことも多いですが、相続は一生に何度もありませんので、そのお手伝いをできるというのは、非常にやりがいのある仕事だと思っています。



日税グループは、税理士先生の 相続業務をバックアップいたします!

株式会社 日税ビジネスサービス



相続業務に役立つノウハウを
人気の講師陣が解説!

〈東京税理士協同組合主催、日税ビジネスサービス協賛〉

5月15日「相続・事業承継対策における、
『信託』・『一般社団法人』の活用法」

講師:宮田 房枝 税理士(税理士法人タクトコンサルティング)

〈日税フォーラム〉インターネット受講も可能です!

5月21日「相続税の節税対策落とし穴、
会社を利用した節税、小規模宅地の失敗例」

講師:深代 勝美 公認会計士・税理士(税理士法人深代会計事務所 代表社員)

◎過去に開催した研修会のオンデマンド配信も行っております。

研修会の最新情報・オンデマンド配信等につきましては、日税ビジネスサービスのホームページをご覧ください。

日税ビジネスサービス

検索

株価算定、企業のM&Aなどもお手伝いしております!

株式会社 日税不動産情報センター



関与先様の相続にまつわる
不動産ソリューションをご提案いたします

- ・相続発生時の土地の評価資料が欲しい。
(広大地評価、不整形敷地評価など)
- ・相続した不動産の物件調査や時価評価をしてほしい。
- ・相続税の納付対策を検討したい。
- ・生産緑地、農地等の相続に効果的な対策を考えたい。

安心のネットワーク

東京本社 ☎03-3346-2220
 東京東支店 ☎03-5284-1162
 東京西支店 ☎042-528-7757
 埼玉支店 ☎048-669-1101
 千葉支店 ☎043-301-8666
 横浜支店 ☎045-262-1551
 名古屋支店 ☎052-752-6700
 大阪支店 ☎06-6949-4664
 神戸支店 ☎078-221-0911

誠実、公正、守秘を
モットーに全力で
お手伝いさせて
頂きます!

遺産分割対策

納税資金対策

相続税対策

お客様一人ひとりの状況を的確に把握・分析し、
生命保険を活用した最適な相続対策をご提案いたします!

株式会社 共栄会保険代行



0120-922-752 bestplan@nichizei.com

東京本社 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階
 北海道支店 札幌市中央区 札幌北辰ビル6階
 千葉支店 千葉市中央区 千葉県税理士会館1階
 埼玉支店 さいたま市大宮区 埼玉県税理士会館1階
 横浜支店 横浜市西区 税理士会館1階
 名古屋支店 名古屋市千種区 税理士会ビル1階
 大阪支店 大阪市中央区 近畿税理士会館11階
 九州支店 福岡市中央区 福岡天神第一生命ビル5階
 南九州営業所 宮崎県東臼杵郡門川町

株式会社 日税サービス



0120-312-112 info-ns@nichizei.com

〈関連会社〉

株式会社日税サービス(札幌) ☎011-631-7371
 株式会社日税サービス(大阪) ☎06-4794-0071
 株式会社日税サービス中国 ☎082-244-3441
 株式会社日税サービス西日本・福岡本社 ☎092-474-2471
 株式会社日税サービス西日本・北九州営業所 ☎093-932-5888
 株式会社日税サービス西日本・熊本営業所 ☎096-371-7151

相続

お悩み
解決!

コンシェルジュ



今回のご相談 (株)A(非上場)の代表取締役であった私の父は、今年1月に死亡しました。父の後継者である私は、(株)Aの代表取締役に就任するとともに、同社の借入金に係る父の連帯保証債務を引き継ぎました。父に係る相続税の計算上、私が引き継いだ連帯保証債務はどのように取り扱われるのでしょうか?

経営者の父が遺した 連帯保証債務の取扱い

非上場会社の経営者の多くは、経営する会社の借入金につき連帯保証人となっています。そのため、主たる債務者である会社が借入金を弁済できない場合には、連帯保証人である経営者が代わりに借入金債務を弁済する義務(連帯保証債務)を負い、その連帯保証債務は経営者が死亡した後も、相続人が相続することになります。

ところで、相続税は、被相続人が遺した相続財産の課税価格(相続税法上の評価額)に税率を乗じて計算されますが、その課税価格の計算上、被相続人が遺した債務のうち「相続開始の際に現に存するもの」(相続税法13条1項)を控除します。この場合、控除されるべき債務は「確実に認められるものに限る」(相続税法14条1項)とされています。

確実に認められる債務とは?

被相続人の遺した連帯保証債務が相続税の債務控除の対象とされるか否かについて、相続税基本通達14-3(1)とその逐条解説は、上記の「確実に認められるもの」に該当するかどうかを基準に、次のように判断をしています。

①原則的な取扱い

連帯保証債務については、連帯保証人が将来現実に、その債務の弁済を行うか否かは不確定です。さらに、連帯保証人が主たる債務者に代わって、その債務を弁済した場合でも、連帯保証人は主たる債務者に対して返還請求権(求償権)を取得して肩代わりした金額の支払を請求することができるので、さきほどの

「確実に認められる」債務には該当しません。このため、連帯保証債務は、原則として、相続税の債務控除の対象とはされません。

②特例

(債務控除の対象とされる場合)

ただし、相続開始時において、主たる債務者が資力を喪失するなど、その債務を弁済することができない状態にあるため、連帯保証人がその債務を弁済しなければならず、かつ、主たる債務者に求償権を行使しても返還を受ける見込みがない場合についてまで、①の理由により連帯保証債務を債務控除の対象としないこととするのは、実情に即していません。そこで、このような場合に、主たる債務者が弁済することができない部分の金額は、その連帯保証人(被相続人)の「確実に認められる」債務に該当するものとして、相続税の債務控除の対象とされます。(今回の協力者:税理士法人タクトコンサルティング 山崎信義税理士)

平成27年度税制改正のチェックポイント



昨年12月14日の総選挙後、平成27年度与党税制改正大綱は12月30日に決定された。短期間で纏められたがゆえに、法人税改革をはじめとした経済再生政策や、世代間の資産シフトの促進などに重点をおいた官邸主導の色合いが強い改正内容となっている。3月下旬に成立した27年度改正税法について、税務で最低限チェックしておきたい改正項目を概観する。

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

【新制度の概要】

これまで、含み益がある株式等を保有し、キャピタルゲイン非課税国に出国した後に、その株式等を売却した場合には我が国で課税する機会が失われていたことから、国内に住所等を有しないこととなる居住者が国外転出時に、有価証券等を1億円以上保有している場合には、それらを譲渡等したものとみなして課税する。

納税義務者	一定期間日本で居住した後に海外に移住して非居住者になる者のうち、一定規模以上の資産を保有する者
	資産要件 ①対象資産の範囲：所得税法上の有価証券等 ②出国時の対象資産(評価額)：1億円以上
在留期間要件	出国直前の10年以内に5年超の居住者であった者 *企業内転勤、短期滞在、留学等で居住していた期間は居住者でなかったものとみなす。
課税要件	納税義務の成立時期 出国時 *居住者が国内に住所・居所を有しないこととなる時、又は相続・贈与により非居住者が対象資産を取得したとき
	譲渡所得の金額 対象資産の出国時の時価から資産の取得費等を控除した金額
施行日	資産の評価方法 ①市場性のあるもの：市場価格 ②市場価格のないもの：直近の売買実例を参考に評価。売買実例が存在しない場合には、相続税評価額等を参考に評価
	平成27年7月1日

【チェックポイント】

- 転出者の納税管理人に就任するケースでは、一定の要件の下で5～10年の納税猶予が設けられているため、その適用判断及び手続について確認する。
- 非上場株式については、相続税評価額による評価となるため、算定に当たっては注意する。

【その他の主な改正点】

所得 税 関 係	
住宅ローン減税等の適用期限の変更	・住宅ローン減税の拡充等の措置について、その適用期限を1年半延長(平成29年12月31日まで⇒平成31年6月30日まで)。
NISAの拡充	・ジュニアNISAを創設(20歳未満の者の口座開設を可能に。年間投資上限額80万円)。 ・投資上限額を引上げ(年間100万円⇒120万円)。
相 続 税 関 係	
住宅取得等資金に係る精算課税制度特例の延長・拡充	特例の対象となる贈与者の年齢要件を60歳へ引下げ、受贈者の範囲に孫を加え、対象となる増改築等の範囲を拡充した上で適用期限を平成30年6月30日まで延長。
法 人 税 関 係	
成長志向に重点を置いた法人税改革	・課税ベースの拡大等 - 欠損繰越控除の見直し(大法人の控除限度 改正前：所得の80%⇒27年度：65%⇒29年度：50%) - 受取配当等益金不算入の見直し(改正前：持株比率25%未満は50%、25%以上は100%益金不算入⇒5%以下は20%、5%超1/3以下は50%、1/3超は100%益金不算入) ・所得拡大促進税制等の見直し - 給与等支給増加割合の要件の見直し(改正前：基準年度比27年度+3%⇒28年度+5%⇒29年度+5%⇒27年度+3%⇒28年度+4%(中小+3%)⇒29年度+5%(中小+3%)) - 法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合に、法人事業税(外形標準課税)において、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度を導入
消 費 税 関 係	
国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し	国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象とする。
消費税率(国・地方)10%への引上げ時期の変更等	・平成27年10月1日から平成29年4月1日へと変更。 ・景気判断条項(国税に係る税制法改正法附則18条3項及び地方税に係る税制法改正法附則19条3項)を削除。
国 際 課 税 関 係	
外国子会社配当益金不算入制度の適正化	・外国子会社において損金に算入される配当を外国子会社配当益金不算入制度の適用対象から除外。
納 税 環 境 の 整 備	
保険契約の異動に関する調書の創設	・死亡により契約者変更があった場合に、同情報及び解約返戻金等を記載した調書の提出を義務づけ。
地 方 税 関 係	
法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大等	資本金1億円超の普通法人に係る外形標準課税(付加価値割、資本割)を、2年間で、改正前の4分の1から2分の1に段階的に拡大。(改正前1/4⇒27年度 3/8⇒28年度1/2)
固定資産税等の特例措置	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象となった特定空家等に係る土地を、住宅用地特例の対象から除外。

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

【改正の概要】

現時点における住宅市場の活性化、及び消費税 10%引上げに伴う駆け込み・反動減への対応のために非課税枠が拡大された。

対象期間	消費税率10%が適用される者*1		左記以外の者*2	
	耐震・エコ・バリアフリー*3	一般住宅	耐震・エコ・バリアフリー*3	一般住宅
27年1月～27年12月	—	—	1,500万円	1,000万円
28年1月～28年9月	—	—	1,200万円	700万円
28年10月～29年9月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
29年10月～30年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
30年10月～31年6月	1,200万円	700万円	800万円	300万円

- *1 消費税率10%で住宅購入を契約した者。
- *2 消費税率8%で住宅購入を契約した者及び個人間売買により中古住宅の購入を契約した者。
- *3 耐震住宅：耐震等級2以上又は免震建築物に該当する住宅
エコ住宅：省エネ等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上(27年より追加)の住宅
バリアフリー住宅(27年より追加)：高齢者等配慮対策等級3以上の住宅

【チェックポイント】

- 従前は贈与年ベースで適用枠を定めていたが、本改正では契約年月ベースで判定へ。
- ①消費税率8%時、又は個人間売買の非課税枠と、②消費税率10%時の非課税枠の“2度使い”が可能となり、最大4,500万円の非課税贈与が可能に。
- ただし、過去に同特例の適用を受けた者の適用は不可。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

【新制度の概要】

少子化対策として、直系尊属からの一括贈与により若年層の経済的不安を解消し、結婚・出産を後押しするために当該贈与について非課税措置を創設するもの。

要件	○贈与者は直系親族 ○受贈者は20歳以上50歳未満 ○非課税該当支出は受贈者の結婚・子育て資金 ○贈与者が行う金銭拠出は金融機関に信託等する。
限度額	受贈者1人につき1,000万円(結婚費用は300万円を限度)
対象期間	平成27年4月1日～31年3月31日

【チェックポイント】

- 受贈者が50歳に達したなど契約が終了した際に、残額がある場合には、その時点で受贈者に対して贈与税課税。
- 契約期間中に贈与者が死亡した場合に残額があったケースでは、贈与者から遺贈により取得したものとみなして、受贈者の相続財産に加算され相続税課税。その際に、受贈者が孫であっても2割加算は行わない。

法人税率の引下げ等

【改正の概要】

	改正前	改正後
法人税率	25.5%	23.9%
法人事業税所得割(標準税率)	7.2%	6.0%
(参考)国・地方の法人税率	34.62%	31.33%

	改正前	改正後	適用
中小企業の軽減税率	年800万円以下の部分 15%(本則19%)	15%(本則19%)	平成27年4月1日以降に開始する事業年度から平成29年3月31日までに開始する事業年度
公益法人等の軽減税率	年800万円超の部分 25.5%	23.9%	

【チェックポイント】

- 法人成りにより税率引下げメリットを享受することは一考だが、社会保険の強制加入等のデメリットも確認の上、効果測定をする。

財産債務明細書の見直し

【改正の概要】

「財産債務明細書」について、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から見直しを行い、新たに「財産債務調書」として整備する。

提出基準	《改正前》所得2,000万円超 《改正後》所得2,000万円超かつ総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上
記載内容	国外財産調書と同様とする。 《例》不動産は所在地別、有価証券等は銘柄別に記載。価額は原則として時価(見積価額も可)
加算税の加減算によるインセンティブ措置の導入	所得税・相続税の申告漏れがあった場合、 ①財産債務調書に記載がある部分については過少(無)申告加算税を5%軽減 ②財産債務調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少(無)申告加算税を5%加重(所得税)
その他	①不提出・虚偽記載に関する罰則規定は設けない。 ②平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用

【チェックポイント】

- 関与先が所有する財産・債務については、原則的にその顧問先にヒアリングするなどして確認を行うこととなるわけだが、その記載不備により加算税の賦課があった場合は、その責任の所在が問題となる。
- 上記のトラブルを避けるために、本制度に関する関与先への説明、及び関与先から提示された対象財産がすべて網羅されている旨の確認書の取り交わしなどを考慮する。